明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○アピア港安全向上計画のための贈与に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三五）　一

○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）　二

○ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三七）　二

○一般社団法人日本音楽著作権協会から変更の届出のあった使用料規程について、著作権等管理事業法第十四条第三項の規定に基づき同条第一項の使用料規程の実施禁止期間を延長する件（文化庁三三）　三

○保安林の指定をする件（農林水産一七三一～一七四三）　四

○軽自動車検査協会の事務所の所在地の変更及び検査事務を開始する日についての届出があった件（国土交通八四五）　四

○砂防法第二条の土地を指定する件（同八四六）　四

○監理技術者講習の登録をした件（同八四七）　五

○福島県南相馬市の特別地域内除染実施計画に基づく土壌等の除染等の措置の実施に係る事項を告示する件（環境九八）　五

○道路に関する件（東北地方整備局一二八）　八

○道路に関する件（関東地方整備局二九〇）　八

〔国会事項〕

法務省　八

〔人事異動〕

法務省　八

〔叙位・叙勲〕

農林水産大臣が定める特定漁港漁場整備事業計画の変更の案に係る公告及び縦覧について（農林水産省）　九

〔皇室事項〕

官庁事項　一〇

〔官庁報告〕

公証人任免（法務省）　一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

特定保険募集人の所在の確知等、財団、有権者申出方、所得税法第一八〇条の規定に該当しなくなった外国法人、国営土地改良事業の工事完了、多用途ヘリコプター（艦載型）の提案要求書の受領手続に関する説明会関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

会社その他　三〇

告示

○外務省告示第二百三十五号

平成二十七年六月二十二日にアピアで、アピア港安全向上計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がサモア独立国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　アピア港安全向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　三十四億七千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　澁田一正在サモア大使館大使

サモア側　トゥイラエパ・ファティアロファ・ルペソリアイ・サイレレ・マリエレガオイ首相

平成二十七年七月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十六号

平成二十七年六月二十三日にネーピードーで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　四億八千七百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　樋口建史在ミャンマー大使

ミャンマー側　レイ・レイ・テイン国家計画・経済開発副大臣

平成二十七年七月八日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百三十七号

平成二十七年六月二十四日にダッカで、ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ダッカ及びラングプール気象レーダー整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　二十八億八千百万円

3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで